

# 6月下旬から

## 「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」を送付します

令和6年12月2日から、国民健康保険の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証(健康保険証の利用登録済みのマイナンバーカード)の利用を基本とする仕組みに変わりました。それに伴い、送付する書類が変わります。

■ 問い合わせ 保険年金課(内線247)

### 国民健康保険 「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」の送付

国民健康保険に加入の皆さんに、資格情報のお知らせ、または、8月1日(金)から使用できる資格確認書を順次送付します。※同世帯であっても、資格情報のお知らせと資格確認書は別々に世帯主宛てに送付します

マイナ保険証の有無	送付する書類	医療機関の受診方法
あり	資格情報のお知らせ (普通郵便)	マイナ保険証を使って受診する
なし (電子証明書の更新をしていない方も含む)	資格確認書 (特定記録郵便)	資格確認書を使って受診する

※令和7年5月末時点の利用登録状況で送付します

### マイナ保険証の確認方法

マイナ保険証の利用登録状況は、マイナポータルログイン後のトップ画面で確認できます。

その他、マイナ保険証の利用方法などマイナンバー制度に関するお問い合わせ先  
デジタル庁 マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178



▲操作マニュアル

### 国民健康保険の脱退(資格喪失)の届出について

新たに社会保険などに加入した場合は、自分で国民健康保険をやめる手続きが必要です(会社側では手続きを行いません)。国民健康保険をやめる手続きは、保険年金課、美笹支所、戸田公園駅前出張所の窓口のほか、郵送でも受け付けています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

